



2026年6月24日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 代表取締役社長兼CEO兼COO 西山隆一郎
(コード番号：9024 東証プライム市場)
問合せ先 取締役上席執行役員広報部長 多々良 嘉浩
(TEL. 03-6709-3112)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しておりますところ、本日開催の取締役会において、本制度に関し、新たに当社のグループ執行役員及び執行役員（取締役兼務者を除き、当社の取締役会の決議により本制度において執行役員と同等の待遇とすることを認められた者を含みます。以下、断りがない限り、同じとします。）並びに当社の子会社である西武鉄道株式会社、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、株式会社西武不動産（以下、まとめて「中核3社」といいます。）の執行役員（取締役兼務者を除き、各社の執行役員規程に規定する委任型執行役員をいいます。以下、断りがない限り、同じとします。）を対象者に追加すること等を目的とする改定（以下「本改定」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本改定の背景及び目的

当社は、2019年6月21日開催の第14回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）を対象に本制度を導入し、2020年5月26日及び2022年2月24日開催の各取締役会において本制度の対象者に当社の一部子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）を追加し、2025年6月24日開催の第20回定時株主総会において制度の内容を一部改定することを決議し、今日に至っております。

今般、当社取締役会は、当社のグループ執行役員及び執行役員並びに中核3社の執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることにより、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の対象者に当社のグループ執行役員及び執行役員並びに中核3社の執行役員を追加する改定を行うことを決議いたしました。本改定により本制度の対象者は、当社の取締役、グループ執行役員及び執行役員、当社の一部子会社の取締役、並びに中核3社の執行役員となります（以下、対象者をまとめて「取締役等」といいます。）。なお、追加された対象者への当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付には、本信託がすでに取得済みの株式を充当する予定です。

なお、現行の本制度の概要につきましては、2019年5月14日付「株式報酬制度（株式給付信託）」

の導入に関するお知らせ」、2020年5月26日付「子会社への株式報酬（長期インセンティブ）導入に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」、2022年2月24日付「グループ組織再編等に伴う株式給付信託（BBT）の一部改定に関するお知らせ」及び2025年5月14日付「役員報酬制度の改定に伴う取締役の報酬額改定及び株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」にて開示しております。

2. 本制度の一部改定

上記1. に伴い、従前の本制度の内容を下記のとおり一部改定いたします（下線は現行の本制度からの主変更箇所を示します。）。

（1）制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程【業績連動分】及び役員株式給付規程【役位固定分】（以下総称して「役員株式給付規程」といいます。）に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。本制度は、取締役等の退任時に、役位及び3事業年度の業績達成度等に応じて当社株式等の給付（以下「業績連動分給付」といいます。）を受ける制度と、取締役等の退任時に役位に応じて当社株式等の給付（以下「役位固定分給付」といいます。）を受ける制度から構成されるものとします。

（2）本制度の対象者

（ア）当社の取締役及びグループ執行役員並びに当社の取締役会の決議により本制度の対象者として定められた当社の執行役員。

（イ）当社の子会社（西武鉄道株式会社、株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド、株式会社西武不動産、西武バス株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社及び近江鉄道株式会社）の取締役、並びに中核3社の各取締役会の決議により本制度の対象者として定められた各社の執行役員。

なお、当社の執行役員、当社の子会社の取締役、及び中核3社の執行役員は、役位固定分給付のみの対象者とし、業績連動分給付の対象者とはしないものとします。

（3）信託金額

当社は、下記（5）及び（6）に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出します。本信託は、下記（4）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

当社は、本制度が終了するまでの間、原則として2025年4月以降の3事業年度（以下、「当初対象期間」）及びその後の各3事業年度（以下、「対象期間」）ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、

追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当社株式の取得方法及び本信託による取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

取得株式数は、当初対象期間(3事業年度)は822,000株(うち当社取締役分375,000株、当社のグループ執行役員及び執行役員分90,000株、当社の子会社の取締役分297,000株、中核3社の執行役員分60,000株)、その後は対象期間(3事業年度)ごとに897,000株(うち当社取締役分375,000株、当社のグループ執行役員及び執行役員分135,000株、当社の子会社の取締役分297,000株、中核3社の執行役員分90,000株)を上限として取得するものとします。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

(ア) 業績連動分給付

対象者には、役員株式給付規程【業績連動分】に基づき役位に応じて毎年基礎ポイントが付与され、当該基礎ポイントは3事業年度の業績達成度等を勘案して調整されます。

(イ) 役位固定分給付

対象者には、役員株式給付規程【役位固定分】に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが毎年付与されます。

(ウ) ポイント数の上限

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、上記(ア)により付与される業績連動分給付のためのポイントと、上記(イ)により付与される役位固定分給付のためのポイントとで区分して、各受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します(以下、業績連動分給付のために確定したポイントを、「業績連動分給付確定ポイント数」といい、役位固定分給付のために確定したポイントを「役位固定分給付確定ポイント数」といいます。)。当該確定するポイント数の上限は、上記(ア)と上記(イ)の合計で、当初対象期間(3事業年度)は822,000ポイント(うち当社取締役分375,000ポイント、当社のグループ執行役員及び執行役員分90,000ポイント、当社の子会社の取締役分297,000ポイント、中核3社の執行役員分60,000ポイント)、その後は対象期間(3事業年度)ごとに897,000ポイント(うち当社取締役分375,000ポイント、当社のグループ執行役員及び執行役員分135,000ポイント、当社の子会社の取締役分297,000ポイント、中核3社の執行役員分90,000ポイント)となります。

(6) 当社株式等の給付

(ア) 業績連動分給付

対象者が退任し、役員株式給付規程【業績連動分】に定める受益者要件を満たした場合、当該対象者は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「業績連動分給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【業績連動分】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、株主総会又は取締役会において正当な理由により解任の決議をされた場合等、役員株式給付規程【業績連動分】に定める場合には、取締役会決議をもって付与されたポイントの全部又は一部を失効させることができます。

(イ) 役位固定分給付

対象者が退任し、役員株式給付規程【役位固定分】に定める受益者要件を満たした場合、当該対象者は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「役位固定分給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【役位固定分】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、株主総会又は取締役会において正当な理由により解任の決議をされた場合等、役員株式給付規程【役位固定分】に定める場合には、取締役会決議をもって付与されたポイントの全部又は一部を失効させることができます。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の

残余財産のうち、金銭については、上記（８）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上